

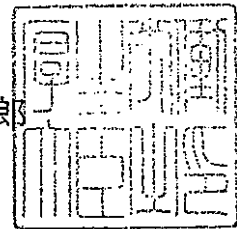
内閣法制局



厚生労働省発基第0421001号
平成 1 8 年 4 月 2 1 日

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 殿

厚生労働大臣 川 崎 二 郎



会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する政令について

標記政令を制定する必要があるので、別紙政令案及び理由を添えて
閣議を求めます。

政令第 号

会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する政令

内閣は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（労働組合法施行令の一部改正）

第一条 労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「主たる事務所」の下に「の所在場所」を加える。

第十一条中「から第十二号まで及び第十四号、第二十六条、第五十七条から第五十九条まで、第七十条から第一百二十二条まで並びに第一百四十四条から第一百二十条まで」を「から第十四号まで、第二十六条、第二十七号、第五十一条から第五十三条まで、第一百三十二条から第一百三十七条まで並びに第一百三十九条から第四十条まで」に改める。

（食品衛生法施行令及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令の一部改正）

第二条 次に掲げる政令の規定中「営業報告書又は」を削る。

一 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第二十七条第一項

二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成三年政令第五十二号）第十四条第一項
（厚生年金基金令の一部改正）

第三条 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項ただし書中「資本」を「資本金」に改める。

第四十一条の三第一号中「営業」を「事業」に改め、「に係る事業」を削る。

（勤労者財産形成促進法施行令の一部改正）

第四条 勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号を次のように改める。

三 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第八条の規定による長期信用銀行債又は金融機

関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定社債（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に

関する法律（平成十七年法律第八十七号）第二百条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項に規定する普通銀行で同項（同法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の認可を受けたものの発行する同法第十七条の二第一項の債券を含む。）

第十四条の二十三第五号中「営業又は」を削る。

第三十五条第一項第二号イ(1)中「資本」を「資本金」に改める。

（賃金の支払の確保等に関する法律施行令の一部改正）

第五条 賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五号」を「第四号」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項中「資本」を「資本金」に改める。

第三条各号列記以外の部分中「前条第一項第五号」を「前条第一項第四号」に、「第四号」を「第三号

「に改め、同条第一号中「第四号」を「第三号」に改め、「整理開始」及び「又は特別清算開始の命令」を削り、「当該決定又は命令（当該命令が商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百三十一条第三項において準用する同法第三百八十一条第二項の規定による通告に基づくものであるときは、当該通告）があつた日とし、裁判所が同法第三百八十一条第二項の規定による通告に基づき職権で整理開始の命令をしたときは当該通告」を「、当該決定」に改め、同条第二号中「前条第一項第五号」を「前条第一項第四号」に改める。

第五条中「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第四号」に改める。

（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令の一部改正）

第六条 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令（平成三年政令第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項並びに第二項第五号及び第六号中「資本」を「資本金」に改める。

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第七条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第四十八条中「担保付社債信託法」を「担保付社債信託法」に改める。

（確定給付企業年金法施行令の一部改正）

第八条 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一号中「営業」を「事業」に改め、「に係る事業」を削る。

第五十五条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

（賃金の支払の確保等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行前に会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十四条の規定による改

正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百八十一条第一項に基づく申立てがあつた場合であつて

当該申立てに基づきこの政令の施行前若しくは施行後に整理開始の命令があつたとき、又はこの政令の施

行前に同条第二項に基づく通告があつた場合であつて当該通告に基づきこの政令の施行前若しくは施行後に整理開始の命令があつたときにおける賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第七条の規定の適用については、第五条の規定による改正前の賃金の支払の確保等に関する法律施行令第二条第一項及び第三条第一号の規定は、なおその効力を有する。

2 この政令の施行前に会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十四条の規定による改正前の商法第四百三十一条第一項に基づき裁判所が職権で特別清算開始の命令をした場合、又はこの政令の施行前に同条第三項において準用する同法第三百八十一条第二項に基づく通告があつた場合であつて当該通告に基づきこの政令の施行前若しくは施行後に特別清算開始の命令があつたときにおける賃金の支払の確保等に関する法律第七条の規定の適用については、第五条の規定による改正前の賃金の支払の確保等に関する法律施行令第三条第一号の規定は、なおその効力を有する。

理由

会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、厚生労働省関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。